

船橋市教育委員会会議 5 月定例会会議録

1. 日 時 平成 2 4 年 5 月 2 5 日 (金)
開 会 午後 3 時 0 0 分
閉 会 午後 4 時 3 0 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 中 原 美 惠 |
| 委員長職務代理者 | 篠 田 好 造 |
| 委 員 | 山 本 雅 章 |
| 委 員 | 石 坂 展 代 |
| 教 育 長 | 石 毛 成 昌 |
4. 出席職員
- | | |
|----------------|-----------|
| 教育次長 | 魚 地 道 雄 |
| 管理部長 | 石 井 雅 雄 |
| 学校教育部長 | 松 田 重 人 |
| 生涯学習部長 | 高 橋 忠 彦 |
| 管理部参事兼教育総務課長 | 二 通 健 司 |
| 学校教育部参事兼学務課長 | 藤 澤 一 博 |
| 生涯学習部参事兼社会教育課長 | 小 川 佳 之 |
| 生涯学習部参事兼中央図書館長 | 鈴 木 隆 |
| 財務課長 | 泉 對 弘 志 |
| 施設課長 | 小 川 良 平 |
| 指導課長 | 鈴 木 正 伸 |
| 総合教育センター所長 | 山 本 稔 |
| 保健体育課長 | 岩 村 彰 喜 |
| 文化課長 | 武 藤 三 恵 子 |
| 青少年課長 | 中 村 義 雄 |
| 生涯スポーツ課長 | 加 納 誠 一 |
| 青少年センター所長 | 木 村 重 幸 |
| 中央公民館長 | 岡 本 芳 典 |
| 教育支援室長 | 成 田 勤 |
5. 議 題
- 第 1 前回会議録の承認
- 第 2 議決事項
- 陳情第 1 号 卒業証書の日付についての陳情について
- 議案第 3 3 号 船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
- 議案第 3 4 号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について
- 第 3 臨時代理
- 報告第 5 号 職員の任免について
- 報告第 6 号 県費負担教職員の任免に関する内申について
- 第 4 報告事項
- (1) 西安市教育友好使節団の受け入れについて

- (2) 第45回船橋市少年少女交歓大会実施報告について
- (3) ホタルの自由観賞会の開催について
- (4) 一宮ふれあいキャンプについて
- (5) 船橋市図書館サービス推進計画(素案)について
- (6) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会会議5月定例会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

4月19日に開催いたしました教育委員会会議4月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。
傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

【委員長】

では、傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第33号及び議案第34号については船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号に該当し、議案第35号については教科書採択に関する案件で同規則第14条第1項第5号に該当いたしますので非公開としたいと思います。

また、当該議案については傍聴人に退席願いますことから、同規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(6)の後に繰り下げたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、陳情第1号について審議いたします。

この件につきまして、審議参考のため、学務課、説明をお願いします。

【学務課長】

1ページをご覧ください。

卒業証書の日付についての陳情について、説明いたします。

船橋市は平成21年度から、卒業証書に記載する日付を課程が修了する3月31日とし、22年度からは船橋市立小学校及び中学校管理規則で位置づけております。

この陳情は、これを、発行者は校長なので、校長が決めるべきではないかといった趣旨でございます。

この件につきましては、昨年度より議会の本会議、文教常任委員会などで何度も説明をしてきたことですが、教育委員会事務局としては各種法令や行政実例、法令の解説書、他市他県の状況など、さまざまな方向から検討し、決めてきたものでございます。

学校教育法施行規則第58条には、「校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。」とあります。そのため授与者は校長であり、願意にもありますように、卒業証書には校長名が記載されます。

ただし、記載される日付については課程が修了する日であり、それは学校教育法施行規則第59条で、小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるとされていることから、3月31日とすることが適切であると解釈したものでございます。

願意は、発行者は校長であるから、どちらにするか、日付を31日とするか、授与日とするかということだと思いますが、それを決めるのは校長でよいのではないかということですが、卒業証書を発行するか否か、言いかえれば、課程の修了を認めるか否かということについては校長が決めることとございます。しかし、その認定の日付をいつにするかは、法令等できちんと示されている日とすることが適当であるというふうに考えております。

また、願意の最後に、関係者のすべてが納得する卒業式を挙げてほしいとのことですが、そもそも日付を31日としたきっかけは、学校現場が予定していた式日に卒業式が行えなくなりそうな事態が発生したことからであり、学校現場からの相談を聞き、検討したものでございます。よって、学校側が納得をしていないということはないというふうに考えております。

また、いろいろな参考文献等を読んだなかの一つ、ここにもあるんですが、卒業というとならえ方については、卒業とは生徒が学校の全課程を修了したと認めて在学関係を終了させることであり、卒業証書はその意思表示を要式行為として明示したものである。つまり、在学関係が終了するときを卒業というのであるというふうにご説明されています。こういった資料が幾つかございまして、いろいろな法令関係の問答集、あるいは調査集を見ましても3月31日とすることが望ましいというふうにご説明されているものが多数ございます。それらも踏まえて、事務局としては決定してきたものでございます。

また、今回卒業式についても各学校に調査をいたしました。その中で、卒業証書の日付について疑義が出たという学校は1校もございませんでした。

今回の卒業式では日付を書面どおり3月31日と読み上げた学校がほとんどでしたが、授与日を読み加えた学校、それからこれはほんの数校でございましたが、授与日で読み上げたという学校もございました。読み方も多様であったことから、現在、その根拠についてもきちんと周知を図ったところがございます。そのため、今後もどの学校においてもその趣旨を十分理解した上で行われるものというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま学務課長から陳情第1号に関する説明がございました。

この後、委員の皆様からの意見開陳に移りたいと思いますけれども、その前に皆様から確認しておきたいことがございましたら、お出しいただきたいと思います。

【山本委員】

中学生はいつから中学生になるか、一つ確認したいと思います。

【学務課長】

4月1日から、その学校に在学をすることになります。

【山本委員】

入学式も4月1日ではないと思うんですけども、やはり4月1日から中学生と認めるわけですね。

【学務課長】

はい。

【山本委員】

ありがとうございます。

【委員長】

よろしいですか。

ほかには、いかがでしょうか。

学務課長の説明の最後にありました授与日を式典の中で述べた校長がいたということが一つあって、それに対しては、混乱がないようにしっかりと理解を図っていくし、指導していくということですね。

【学務課長】

市内の校長は課程の修了は3月31日であるということについては十分理解しているものと考えております。

ただ、長い慣習の中で、証書の日付については授与日にしてきたという過去の経緯もございます。そこで、混乱を避けるようにということで、そういった違った読み方をするというようなこと、あるいは保護者に説明をしてきたというようなことがあったのかというふうに考えます。

ただ、通知から、もう2年過ぎておまして、ほとんどの学校ではもう定着してきておりますので、またその都度、学校には趣旨等を説明してまいりましたので、今後については大きな混乱はないものと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

【山本委員】

確認ですが、学校教育法施行規則第58条には、校長は、小学校の全課程を修了したと認められた者には卒業証書を授与しなければならないというふうにあるということですが、**「校長は」**の次に**「、」**があるかどうか教えてください。

【委員長】

関連法についてですね。

【学務課長】

「校長は、」、点が入っております。

【山本委員】

ありがとうございます。

【委員長】

ほかにはいかがですか。

この内容に関しては、これまでもたびたび皆さんで話し合いをしてきたところですので、学務課長から説明があったところは了解しているところだと思います。

よろしいでしょうか。

それでは意見の開陳に移りたいと思います。委員の皆様、それぞれのご意見をお出してください。

【教育長】

今ここでは教育委員という立場ですけれども、ご承知のように事務局の長という立場もございませんので、説明的なこととなりますけれども、意見を申し上げたいと思います。

先ほど学務課長からありましたように、もともと平成20年度までは、卒業式とその証書の年月日は同日であったということです。

ただ、平成21年3月に学校現場から不都合なことが生じてきたので、何とか検討してほしいというような相談があったわけでございます。校長が困るような事態をできるだけなくそうという立場で、教育委員会の担当課は検討に入ったという、まずその経緯が一つあります。

法的な根拠をもとに検討したわけですが、私もその間、勉強させていただいたし、議会でも議論がありましたので勉強させていただいた経緯があります。広辞苑によりますと、卒業とは、学校の全課程を履修し終えること。それから証書というのは、事実を証明する文書というふうにございます。その文言を両方合わせた卒業証書とは、学校の全課程を履修し終えたことを証明する文書と、証明書ということになろうかと思えます。

そこで、全課程というのは1年生から6年生までのことですが、課程について触れてみますと、学校教育法第32条に、小学校の修業年限は6年とするとあります。行政実例の中に各学年の課程の説明で、課程の修了は、学年の終わりに認定すべきであり云々とあるわけですね。終わりというのは、3月31日というふうに理解されるわけです。

もう一方、学校教務質疑応答集という学校教育関係の法律に関して解説したものがあつたんですけども、それを引きますと、卒業とは、生徒が学校の全課程を修了したと認めて在学関係を終了させることであり、卒業証書はその意思表示を要式行為として明示したものというふうな記述がございます。いわゆる在学関係の終了ということは、先ほど学務課長からありましたように3月31日です。よって、発行するのは校長ですが、その卒業という事実を認める日は3月31日である。そこで在学関係が終了するんだと、それを証明する証書であると思うわけです。

そうしていきますと、やはり教育委員会会議で、管理規則に決めましたように、卒業証書のその日付というのは3月31日が望ましいというふうに解されると思います。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかの委員の方からもお願いしたいと思います。

【石坂委員】

学校教育法施行規則に基づき、課程の修了は学年の終わりに認定で、3月31日とありますし、卒業証書は当然、公文書の扱いでありますので、記載は3月31日でよろしいと思います。

これまでに事務局からの経緯説明ですとか、第1回市議会定例会で中原委員長がきちんと説明されておりますので、この件に関しましては、これで終わりにしていただきたいと思っています。この件の話し合いが子どもたちのためになるのかどうか非常に疑問ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

【山本委員】

中学生はいつから中学生になるかと聞いたのは、今、教育長からも説明がありましたけれども、卒業というのは在学関係がなくなるということで、例えば3月17日に卒業すると、その子どもは4月1日まで身分がなくなるわけですね。その間、無職少年ということは、非常におかしいと思います。ですので、子どもたちのことを考えれば、3月31日までしっかり小学生の身分を与えてやらないといけないと思います。もし、これが法律云々で問題があったら、法律を変えましょうぐらいの意見があってもおかしくはないんじゃないかなと私は思っています。

それから、点がどこにあるかということで、これはまた規則、根拠云々ということと言われるので、あえてお聞きしたんですけれども、「校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。」とあります。これは点がなければ、「校長先生が全課程を修了したと認めた者」に読めますけれども、この場合は、「校長は、卒業証書を授与しなければならない。」と法律的にも読めるわけですので、全然おかしくないと思います。

2年ぐらい前に、川畑議員は校長だったんですけれども、そのときに個人的に卒業証書の日付について手紙をいただきました。議会の中で、校長会でも随分説明したというお話はあったみたいですが、川畑議員が校長として出席されていたときに、現役の校長としての立場としての意見が何かあったかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

【学務課長】

校長研修会の中で、その点についての意見があったという記録はございません。

【委員長】

よろしいですか。

【山本委員】

わかりました。ありがとうございます。

【篠田委員】

私も3月31日の日付であるべきだと思っています。

先ほど教育長から話がありましたけれども、教育委員会としては、現場の先生方の意見を吸い上げた結果の変更だった訳です。平成20年度までは授与日と式が一緒だったということですが、私も多分そういう形で卒業したほうです。

子どもたちを育てていただいている現場の先生の中から不都合、不具合が生じてきたという意見がでてきたため、教育委員会のほうは聞き入れて、それから数年の間、保護者の方やその他の方になかなかおわかりにはならなかったとは思いますが、水面下で協議をしていただいたんだ

と思います。そして、この件の3月31日に卒業証書の日付を変えるということになったのだと思います。

慣例でずっとやってきましたから、今までやってきた方にとっては違和感があると思うんですけども、何で31日に変わってきたのかという、その根拠をきちんと現場の先生方、また教育委員会の中でも、皆様に丁寧に説明していけば、恐らく多くの方に納得していただけることだと思っております。議会での中原委員長の答弁などを見ましても、理路整然となさっていて、理解できる内容だと思っております。

教育委員会は、外部から見るとちょっと柔軟なところがないというような感じも持たれているんでしょうけれども、いろいろなことを柔軟に、問題意識を持ってやっているところだと私は思っております。

卒業式の日と証書の日付については、検討していただいた成果だと思っておりますので、それを重々幅広く承知していただくようにしていただければと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

委員の皆様からご意見をいただきましたけれども、つけ加えてご意見ございますか。よろしいでしょうか。

私は、今皆さんのお話にもありましたけれども、3月の議会で答弁させていただきましたときに、その卒業証書の日付を3月31日とする件についての経緯ですとか、法的根拠ですとか、整理させていただきました。そのときに、委員の皆様が今までお述べになった意見と重ならない部分で申しますと、事務上の便宜性のためにそのような変更をしたかのような誤解があったという感触がありました。それはやはりこちらの説明不足であったりもするかもしれないので、移行に伴う混乱にきちっと対処するというのも教育委員会としては重要なことだと思いました。その点については、鋭意努力していただいている、混乱は今後ないだろうということでしたので、安心はしています。

では、よろしいでしょうか。

それでは、これより挙手によって採決したいと思います。なお、挙手されない方は、採決することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第1号「卒業証書の日付についての陳情について」を採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【委員長】

では、全会一致により、陳情第1号については不採択とすることに決しました。

続きまして、臨時代理の報告に入りたいと思います。

報告第5号及び報告第6号について、教育総務課及び学務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告第5号「職員の任免について」ご報告いたします。配付いたしました資料9ページでございます。

主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任免に当たっては、教育委員会会議において議決を得るものですが、日程等の関係で会議を招集する暇がございませんでした。船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により臨時代理を行ったものでございます。

まず1としまして、平成24年5月14日付けで配置換えした職員でございます。

小室公民館長、梨本勝憲が、体育施設管理事務所副主幹（体育施設管理事務所長代理事務取扱）へ変更となりました。

次に、2としまして、平成24年5月14日付けで非常勤一般職に任用する職員でございます。

柏崎清を小室公民館長へ任用いたしました。

以上でございます。

【学務課長】

同様に教育委員会組織規則第3の2の第1項の規定によって、臨時代理により県費負担教職員の任免に関する内申について、報告いたします。11ページをご覧ください。

報告第6号「県費負担教職員の任免に関する内申について」説明申し上げます。

二和小学校教頭、川口賢治は、平成24年5月14日付けで病気療養のため教頭職を降任し、鎌ヶ谷市立第三中学校へ異動いたしました。

よって、同日付で、青少年センター主査、大野等を二和小学校教頭職に承認すべく、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定による臨時代理により、教育長から千葉県教育委員会に内申し、決定したものでございます。

以上、報告申し上げます。

【委員長】

ありがとうございます。報告第5号、報告第6号の説明がございました。これについてもよろしいでしょうか。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

報告事項（1）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

西安市教育友好使節団の受け入れについて、報告いたします。資料の13ページをご覧ください。

学校間交流は2年をサイクルに直接交流を行っており、平成24年度は西安市より教育友好使節団53名を受け入れることになり、準備を進めているところでございます。

日程につきましては、7月9日（月曜日）から7月13日（金曜日）までの5日間を計画し、船橋中学校、市場小学校、船橋小学校、市立船橋高等学校を中心とした交流や、アンデルセン公園子ども美術館での体験学習、またホームビジットによる日本の家庭の温かみを味わえる交流などを計

画し、現在、準備を進めております。

教育委員の皆様には、7月12日（木曜日）に行われます、さよならパーティーにご出席していただきたいと計画をしております。ご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。西安市教育友好使節団の受け入れについてということで、7月12日（木曜日）18時からのパーティーにぜひ委員の皆さんもご参加くださいということですが、内容について、よろしいですか。

それでは報告事項（2）に移りたいと思います。青少年課、お願いできますか。

【青少年課長】

15ページをご覧ください。第45回船橋市青少年少女交歓大会の報告でございます。

5月13日9時半より、「あつまれ！！ みんなのフェスティバル みんなで手をつなごう！」をテーマに、運動公園陸上競技場をメインとした船橋市青少年少女交歓大会を実施いたしました。当日は、大変天候のよい五月晴れのもと、朝早くから多くの市民を迎え、メイン会場では旭中学校の吹奏楽部による演奏、法田中学校吹奏楽部によるマーチング、一般参加によるよさこいソーランの踊りなどが披露され、会場に詰めていた市民から大きな拍手をいただいております。

野球場においては、社団法人全国野球振興会、日本プロ野球OBクラブですが、これによる学童野球教室が行われ、市内各チームの代表者を対象に、バッティングのポイントや各ポジションに分かれ、きめ細かな指導を子どもたちは受けておりました。子どもたちは真剣な表情で指導を受けておりました。非常に参考になったものと思っております。

また、幸いにも大きな事故もなく、15ページ、報告事項にありますように、各イベント、またはそれぞれのコーナーで多くの市民に参加していただき、盛大に終了することができました。

最後になりましたが、参加延べ人数は1万6,286名でしたが、これは各コーナーでの参加実数、これをカウントした数字でございます。実際に当日、会場に来られた市民の方は数えていませんが、かなり多くの方が参加されていたものと思っております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。今、ご報告いただきましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

この開催時間が、2時までというのはどうですか。短くはないんですか。

【青少年課長】

私どもとすると、長年、9時半から2時までに行っているため、大体このぐらいの時間がいいのかなと思っております。ちなみに、先ほど大きな事故はなかったといいましたけれども、午後になりますと、ちょっとしたすり傷だとか、そういうものが増えてきます。午前中は何もありませんが、この辺がちょうど潮どきというか、このぐらいがちょうどいい時間なのかなと思っております。

【委員長】

13日も気温は高かったのですか。

【青少年課長】

非常に暑かったです。

【委員長】

やはりそういうのも理由にありますよね。

【青少年課長】

はい。

【委員長】

よろしいでしょうか。

では、次にいきたいと思えます。

続きまして、報告事項（3）について、生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告事項（3）ホテルの自由観賞会の開催についてでございます。お手元の資料の17ページから20ページをご覧ください。

5月29日（火曜日）から6月3日（日曜日）までの6日間、運動公園内の人工飼育施設、ホテルの里を市民の皆様へ無料開放いたします。

これは、今年2月下旬に放流した約1万匹の幼虫が水路に自然生息するカワニナという巻き貝をえさにして成長したものでございます。例年並みに羽化しますと、約1割の1,000匹あまりのゲンジボタルが幻想的に舞う姿を見ることができます。

このホテル観賞会は、子どもたちに夢を与えるとともに、市民にホテルを通して自然に親しんでもらうことを目的に、昭和59年に人工飼育施設「ホテルの里」を建設し、年間を通してホテルの飼育をしているところでございます。また、この観賞会は昭和60年から始められ、今年で28回目となります。過去の入場者数につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

なお、昨年度の5月定例会におきまして、山本委員から、ホテルの幼虫も光るので、子どもたちに見学させてあげれば違った見方ができるのではないかとご意見をいただいたところでございます。

運動公園の飼育担当者と相談したところ、生育上好ましくないということでございましたので、

残念ですが、幼虫の観賞会は無理だと思います。

最後に、各委員様にはお時間がございましたら、ぜひご観賞していただければと思います。
生涯スポーツ課からは以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。昨年の入場者数が少し減ったのは、これは天候の影響があったんですよね。

【生涯スポーツ課長】

昨年最初の火曜日、水曜日というのが、天候不順でございましたので、その分、入場者数が少なかったということでございます。

【委員長】

ホタルの生育状況の情報はありますか。

【生涯スポーツ課長】

今のところ、順調に生育しているところと聞いております。

【委員長】

そうですか。あとはよろしいですか。

【山本委員】

事情はよくわかりますし、もう幼虫を見せろとは言いませんけれども、今回、金環日食もあって、ただ、金環日食がきれいだというんじゃなくて、テレビや何かでも、どうして金環日食が起きるかとかいうことを教えてくれたわけで、ホタルの幼虫もちっちゃいときから光るんだとかそういうことがわかると、理科をはじめ、いろいろなことに興味を持ってくれるのかなというふうに思って昨年度は発言しました。事情はよくわかりました。ありがとうございます。

【委員長】

よろしいでしょうか。

では次に移りたいと思います。

報告事項（４）一宮ふれあいキャンプについて、青少年センター、お願いいたします。

【青少年センター所長】

報告事項（４）一宮ふれあいキャンプについて、報告いたします。資料は21ページです。

一宮ふれあいキャンプは、昭和57年度より行われている不登校及び不登校傾向を持つ児童生徒を対象としたキャンプです。本年度も船橋市不登校対策事業の一環として行います。

8月23日（木曜日）から25日（土曜日）の2泊3日を、一宮町にあります船橋市立一宮少年自然の家で行います。

野外炊さん、ウォークラリーなど、自然環境を活用した体験活動や、グループ活動を通して、児童生徒の学校復帰を目標に実施いたします。

現在、学校訪問を行う中で、児童生徒の参加につきまして、青少年センター職員をはじめ、指導課生徒指導担当、適応指導教室、総合教育センター教育支援班から働きかけを行っております。

なお、裏面には長期プログラム事業全日程概略を添付させていただきました。予定人数につきましては30名前後を計画しております。6班に分けて実施していきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

では、ただいまご説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。これは例年ですと、小学生と中学生とどのぐらいの割合になるんでしたでしょうか。

【青少年センター所長】

年度によって人数の割合は変わってきます。昨年度は少なく、小学生は2名しか参加してくれませんでした。中学生が9名という状況でしたので、より広報活動をしっかり行った上で人数の増大を図り、特に、小学校にとにかく参加してほしいということを訴えていきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。青少年センターと、先ほどおっしゃった関係機関と学校がつながっていけば、そのあたり、信頼関係で送り出してくれるケースも多くなってくると思います。よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

では次にまいります。報告事項（5）に移ります。社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

船橋市図書館サービス推進計画の素案でございます。報告事項（5）です。資料は別冊になります。

本計画は平成22年4月より社会教育課、図書館、総務課の職員でプロジェクトを組みまして、36回にわたって協議を進めるとともに、図書館協議会においても8回ほど協議、検討を行ったところでございます。

本計画については、1枚おめくりいただきたいと思いますが、目次にあるように、計画の概要、図書館サービスの概要、図書館サービス推進計画の3つの章立てと資料編で構成しております。

1ページから3ページの第1章、計画の概要でございます。1ページの計画策定の趣旨でございますが、本市では現在、4図書館のほか、図書館とネットワーク化をしております8つの公民館図

書室と移動図書館車39ステーションございますが、そちらで図書館法第3条に規定しております図書館奉仕に努めているところですが、市民の図書館に対する多様な要望や図書館サービスを提供する拠点の整備を、効率的な運営を図りつつサービス水準を向上させ、将来にわたって持続可能な図書館サービスを市民に提供するため、本計画を策定することとしたものでございます。

2ページの計画の位置づけにつきましては、本市の基本計画である総合計画の後期基本計画及び実施計画、今後10年の目指すべき教育の姿を示した教育振興ビジョンや5年間の具体的施策を示した教育振興基本計画から成る「船橋の教育」、並びに本市の生涯学習の指針となっております生涯学習基本構想・推進計画などの上位計画とも整合性を図っているところです。

なお、計画の期間につきましては、後期基本計画にあわせまして平成24年度から32年度までの9年間とし、24年度から28年度までを前期、29年度から32年度までを後期として2期に分け、図書館協議会において計画の進行管理や見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、第2章の図書館サービスの概要でございますが、4、5ページにあるように、図書館サービスの歴史として、昭和21年の図書館開設に始まった図書館設置の変遷や公民館図書室とのネットワークの変遷、また6ページから8ページには施設の状況として4図書館とそれぞれの館の特徴や、8公民館図書室の状況、並びに現在提供しております図書館サービスの内容について記載させていただきます。

次に、9から10ページでございます。県全体と県内近隣市との図書館サービス指標の比較表でございます。Iの一人当たりの図書購入費やFの一人当たりの蔵書数については、他市と比較してもそれほど遜色はございませんが、Hの一人当たりの貸出冊数、こちらが他市と比較してみますと、やや劣っているというような状況でございます。

次のページをご覧いただきたいのですが、Mの移動図書館車のステーション数は他市と比べても多いんですが、Lの貸出や返却の拠点数、こちらがやはり一人当たりの貸出冊数などに影響しているものではないかというふうに分析をしているところでございます。

次に12ページから15ページについてですが、平成22年7月に実施しました図書館サービスに関するアンケート調査の結果を掲載しております。この結果も推進計画策定の参考としております。

また、16、17ページには図書館協議会から出ましたご意見を掲載しております。意見の中で、特に推進計画を進める中で、カウンター業務等の委託化を検討する際には、図書館本来の役割を充実させるという観点から判断するようにと、また新しい図書管理システムの導入については、利用者の利便性と図書館双方にメリットが生じるよう考慮してほしいとのご指摘がございました。

次に18、19ページでございます。こちらには図書館の現状と課題を記載しております。図書館サービスの拡充と効率的な図書館運営の課題解決が本市の図書館サービスの充実に欠かせない課題となっております。

次に20ページをご覧いただきたいと思っております。こちらが第3章の図書館サービス推進計画でございます。この章で本計画の具体的な施策を記載させていただいております。はじめに推進計画の目指すものとして、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」にこたえる図書館を目指し、5つの

目標を設定しております。

1つ目として、図書館のネットワークやサービス体制を拡充しまして、いつでもどこでもだれでもが利用できる暮らしの中にある図書館を目指します。

2点目の目標として、市民一人一人の課題解決となる図書資料の充実に努め、「調べると学ぶ」を応援する図書館を目指します。

3点目として、次世代を担う子どもたちの読書活動を支援し、子どもの可能性を伸ばす図書館を目指します。

4点目として、浮世絵や古文書、古地図などの他市に類を見ない貴重資料や、行政統計などの行政資料、船橋市の歴史や文化を伝える郷土資料の収集整備や提供を図り、船橋の今と昔がわかる図書館を目指し、郷土愛の醸成を図ります。

5点目として、図書ボランティアや読み聞かせサークルなどの市民団体と連携を深め、市民とつくるふれあいのある図書館となるように、協働と連携を進める図書館を目指します。

次に22ページから25ページでございます。推進計画の重点施策として、図書館サービス体制の整備や開館日、開館時間の拡充のほか、図書館サービスネットワークの拡充の3点を重点施策として取り組んでまいります。これら推進計画の目標と重点施策を基本として、本計画の全体像として26ページをご覧いただきたいと思っております。こちらの表にあるように、図書館サービスの推進、図書館の再整備とネットワークの拡充、読書機会の推進のこの3つを計画の柱として、それぞれの施策や19の個別事業を展開しているというものでございます。

次に、27ページから54ページまでに個別事業の概要について記載しております。28ページからの図書館サービスの推進の目標の一つ、サービスの拡充につきましては、人気のあるベストセラー本に偏ることなく市民の知的要望にこたえることもできる図書資料の収集に努めるほか、他市に類を見ない貴重資料や郷土資料などの行政資料の収集、提供に努め、図書の充実に努めるほか、図書や読書に関する魅力ある情報発信の充実に努めます。

また31ページでございます。市民が必要とする情報を的確に提供できるレファレンスサービスの充実に努めるほか、開館日数の拡充や開館時間の延長、35ページになりますが、新聞記事などの情報データベース化や電子書籍等、情報化社会に対応した図書館サービスの研究を行い、取り組みの方針を策定してまいります。

次に36ページでございます。2点目の目標の効率的な図書館運営として、図書館のネットワークを拡充する中で、移動図書館車のステーションの見直しを行ってまいります。また、効率的な予算執行では中央図書館に庶務機能や選書業務を一元化する中で、専門職員を確保しつつ、開館日や開館時間、貸出・返却拠点などのサービスの拡充を図る中で、38ページご覧いただきます、指定管理者制度導入の調査研究も含めて、カウンター業務を委託化することで職員配置の見直しを行うほか、ICタグと自動貸出返却機の導入等を図り、効率的な図書館運営を目指していきたいというふうに考えております。

次に2つ目の柱として、44ページからの図書館の再整備とネットワークの拡充でございます。

1つ目の図書館の整備につきましては、東日本大震災で被災しました西図書館の建てかえ整備を挙げており、既に今年度、設計業務を進めているところでございます。

また、45ページの公民館図書室の整備と効率的な運営につきましては、図書館とネットワークする公民館図書室等を現在の8館から12館に増やし、これらの業務を委託化して開館時間の拡充や効率化を図り、さらにはネットワーク図書室や船橋駅前のフェイス、総合窓口センターに返却ポストを設置して、貸出・返却の拠点を整備してネットワーク化の推進を図ります。

最後に、3つ目の柱として、50ページからの読書機会の推進につきましては、図書にかかわる各種市民団体と連携し、市民の読書活動や読書機会を推進して、市民とつくる触れ合いの図書館を目指します。

また、53ページをご覧いただきたいと思います。平成22年4月にスタートしました子どもの読書活動推進計画に基づき、関係機関と連携し、子どもの読書環境の整備に努めてまいります。

なお、個別計画ごとのスケジュールを冊子とは別にA3判の表として後ろに添付してございますので、参考にさせていただければというふうに思います。

今後の事務的なスケジュールでございますが、本素案を企画部、財政部と調整して、市長にご報告した後、この6月の議会に報告して、7月中にパブリックコメントを実施して修正等を8月9日で行い、平成24年10月から計画を施行する予定で進めているところでございます。

推進計画の素案については、以上でございます。

【委員長】

6月議会からスタートして、平成24年10月から計画を施工する予定ですね。

図書館サービスに関して、非常に広い視野から図書館の運営、サービスの拡充、システムの充実などをいろいろご検討いただいて、おまとめになられているということが伝わってまいりますけれども、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

【石坂委員】

読書機会の推進ということで、小さいときから身の回りに本があって、それを読み聞かせてくれる家族がいて、そういう機会がすごく大事だと思うんですけども、53ページの子どもの読書環境の整備ということで、前期計画のところ、学校、幼稚園、保育園、児童ホームなどにおける読書活動に積極的にかかわっていくとありますけれども、家庭向けにはどのようにされていくか、お考えはありますか。

【社会教育課長】

子ども読書活動推進計画につきましては、その計画書本体がこちらの冊子、後ろの資料編の15ページから載せさせていただいております。その中の今お話があった家庭における読書活動の推進につきましては、20ページに記載しております。まず一つは公民館や図書館等で行う講座や研修会での啓発を図っております。また、他課ではございますが、健康増進課のほうでブックスタート事業ということで、実際に4カ月健診のときに、その健診に来られた親御さんに絵本を2冊お渡しして、そこからもう既に読書に親しんでいただきたいという活動を行っております。また、そういった活動を広げていったり、公民館、児童ホーム等々で啓発していきたいというところでござい

ます。

【委員長】

小さなお子さんから大人まで、本当にたくさんの市民の方たちが触れていくサービスなので、ぜひ使いやすい、質のいいものにしていただきたいです。

【石坂委員】

もう一点、9ページの統計実績で、船橋市、千葉市、市川市、松戸市、柏市、全体と載っていますが、船橋市をほかの中核市と比べるとどうかというのは資料お持ちですか。

【社会教育課長】

こちらの比較表は、県の図書館要覧というのがございまして、そこから引っ張っている資料でございます。今回につきましては中核市を並べてというような調査はしておりません。

そういうものが必要ということであれば、改めて中核市のほうで調べさせていただければと思います。

【委員長】

何か意図はございますか。

【石坂委員】

そうですね。1人当たり貸出数が少ないということですが、どれぐらい少ないのか、それとも同じようなレベルの市で比べたらどうかと思いました。

いろいろアンケートされて、何が課題かということもおわかりだと思うので、それをきちんと取り組んでいけば貸出数も増えていくのではないかと思います。

【委員長】

ほかにはいかがでしょうか。

長い時間かけて協議していただいて、ここまでの形におまとめいただいたと思いますが、図書館協議会からのご意見にもありますように、財政的にかなり厳しい状況の中で、どこから、どのように進めていけばいい結果につながるのかというところは、かなりしっかり実態を把握しながら進めていかないといけないところだと思いますので、計画の推進状況について、しっかり見ていただけるといいのかなと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（6）その他でございまして、何か報告事項がおありの方がいらっしゃいましたら、お願いします。

【保健体育課長】

給食食材放射性物質検査につきまして、本日、新たに配付させていただきました資料をご覧ください。

5月21日に食材や食品の放射性物質検査を充実し、安全・安心を確保しますという内容の記者発表をしましたので、その中で学校に関する内容をご報告いたします。

学校の給食食材につきましては、昨年10月より放射性物質検査を行ってまいりました。今年度も4月からこれまで放射性物質の検査を継続しております。このたび、さらなる安心と安全を確保するために、6月より給食食材の単体検査に加えて、新たにミキシング検査を行うことといたしました。1のところからになります。

まず、ミキシング検査、いわゆる丸ごと検査でございますが、6月より小、中、特別支援学校においては、各学校年3回実施します。内容は、給食1週間分、実質5日分をまとめて1検体として検査をいたします。開始は6月4日を予定しているところでございます。対象校は、現在、小学校1校改築中のため53校、中学校27校、特別支援学校2校、計82校を毎週、8校から10校を実施いたしますと、9週で1回目の検査が終了いたします。これを3回行います。

検体数並びに検査方法につきましては、中学校はA、Bの2献立があるために1校について2検体となりますので、(1)にございますように年間327検体になります。検査方法はゲルマニウム半導体検査器による精密検査を委託により実施いたします。

続きまして、3ページの上段、①給食食材についてでございます。これは先ほど申しましたように、単体検査でございます。給食献立で使用頻度の高い食材を事前に検査するものでございます。この給食の食材の単体検査数につきましては、これまで隔週で1回当たり5から10品目を実施しておりましたが、6月からは10から20品目と品目数を増やして検査を実施するものでございます。検体数は年間、最大440検体程度を予定しております。検査方法につきましては、先ほどと同じくゲルマニウム半導体検査器による精密検査を委託により実施しているところでございます。

結果の公表につきましては、これまでと同様、市のホームページで公表してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま給食食材の放射性物質検査について報告がありましたけれども、ご質問でございますでしょうか。よろしいですか。

報告事項はございますか。

【中央公民館長】

先日、中央公民館において発生いたしました東日本大震災の義援金の盗難事件に関しましてご報告させていただきます。資料はございません。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生に伴い、同年3月16日に地域福祉課から義援金の募金に関しての依頼がございました。そこで、中央公民館では、市販の貯金箱、材質はスチール、

色はシルバー、直径が70ミリ、高さが125ミリの円柱形のものでございますが、それを応用した義援金入れをつくりまして、3階の事務室と1階警備員室前のカウンターに設置して、募金に協力してまいりました。

ところが、1階の警備室前に置いておいた募金缶でございますが、それが5月15日（火曜日）の午後9時半の公民館の閉館時に警備員が警備室の中に収納することを忘れてしまい、そのまま帰ってしまいました。

翌朝、16日の水曜日、午前7時40分に別の警備員が出勤して、それを出そうと思ひまして、その募金缶がないということに気がついたわけでございます。

しかし、それらの警備員はその日、16日でございますが、公民館とか、あるいは警備会社の本社には何も連絡せず、その翌日の17日、午前8時10分に私が出勤したところ、1階の玄関前に隊長が立っておりまして、申し訳ございません、募金缶を紛失しましたと、そういう趣旨の報告がございました。

そこで至急、警備隊長及び警備会社の本社の方を呼びまして、おのこの事情聴取を行いました。しかし、当時の詳しい状況がわからないと警察への届けもできかねるので、警備会社には大至急、当該警備員への事情聴取を指示いたしました。同日中には公民館のほうへの報告はございませんでした。

余りにも警備会社からの報告が遅いので、翌18日、金曜日ですが、午後2時30分に駅前交番のほうに相談に向かいました。

そうしたところ、やはり当該警備員から正式にそこに置き忘れたとか、あるいは盗まれたとかいう証言をまだもらっていないので、その段階では盗難届けは受けられないという話で、とりあえず遺失物届を受理していただきました。

実際、当該警備員と警備会社のほうが連絡がとれまして、事情聴取が行われたのは、その日、18日の午後4時のことでございます。公民館への連絡は5時を過ぎておりまして、再度また駅前交番のほうに確認できましたということでご連絡したわけでございますが、5時を過ぎておりまして、その日の盗難届は受理できないということで、翌日の19日、土曜日の午前9時45分に駅前交番にて盗難届を受理してもらった次第でございます。

事件後でございますが、募金缶は3階の事務室内のカウンターのみといたしました。職員の執務時間である8時45分から5時15分の間だけ置くこととしまして、簡単に持ち去られないようにワイヤー線でカウンターのほうに結びつけて、現在も保管しております。

今まで地域福祉課のほうにお渡ししました募金総額は2缶合計で4万3,630円でございます。直近の回収は1月18日に行いましたが、そのときには2缶合計で129円の募金をいただいております。

盗難に遭った募金缶にその後、幾ら入っていたのかというのは不明でございます。ちなみに3階のほうの事務室の募金缶には1月19日以降の額としては118円の募金をいただいております。

警備員の不注意により起きた事件ではございますが、今回の事件の最終責任者はやはり、管理者である中央公民館長の私でございます。このような事件を起こしてしまい、また浄財をご寄附いただきました皆様方の善意を無にしてしまい、誠に申し訳なく、深く反省しております。

今後はこのような事件を二度と起こさないように、職員及び関係者一同と一丸となりまして安全管理の徹底を図ってまいりたい所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上をもちまして、今回の経緯と対応をご報告させていただきます。

【委員長】

ただいま中央公民館長より報告がございました件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ご報告の中にもありましたが、当該警備担当者の監督が余りに危機感がないというか、責任性もちょっとどうだろうというところがあるので、そのあたりの改善、指導については今後必要ですね。

【中央公民館長】

おっしゃるとおりでございます。警備会社のほうにも厳重に注意いたしまして、新たに指導の方法等改善するようにしております。私どもも間接ではございますけれども、やはり責任がございましたので、今まで以上にそこら辺は厳重にやっていくつもりでございます。

【委員長】

ありがとうございます。ほかにはいかがですか。よろしいですか。

【石坂委員】

5月18日に関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会と研修会に篠田委員と山本委員と私と3人で出席してまいりましたので、そのご報告を簡単にさせていただきます。

まず総会が行われまして、その後に研修会がございました。

研修会では、文部科学省の方から、学校教材と学校図書館関係の整備についてということで説明がありました。どちらも地方財政措置というものが行われるということで、学校教材、学校図書館の蔵書ですとか、新聞配備等も計画的に取り組んでくださいというお話でしたので、ご承知だと思いますけれども、事務局の皆さんも対応をよろしくお願いいたします。

その後の記念講演では、歴史家、作家の加来耕三さんのお話がありました。歴史というものをどうすれば具体的に日常的に活用できるかというお話でして、常になぜそうなるのか、もしそうでなかったらどうだったかとか、立ちどまって考えてくださいということで、講演中何度も、どうでしょうか、考えられますかという感じで私たちに考える時間を与えてくださり、楽しい講演でございました。まさに話の内容どおりのことが実感できましたので、有意義な研修会を過ごすことができました。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。つけ足しはございますか。あればどうぞ。

【山本委員】

地方財政措置は、年間800億という予算だそうですけれども、これは特に用途の制限がないので、各学校から具体的に予算要求をしてもらって、それを予算化してほしいというふうな言い方をしていました。

加来さんは、日本はアメリカの跡をずっとたどっているんで、アメリカの現代史を学ぶと日本がその次どうなるかというのがよくわかるんじゃないかというような話をしておりました。

【篠田委員】

加来耕三さんの話の中で、ちょっと極端な話でしたけれども、NHKの大河ドラマは98%信用するなという話が出ていました。歴史というものは、ひもとく場合、過去に起こった現実をきちんとその場に立ちどまって踏まえなさいと。マスコミやテレビのドラマ的なものの中には、こういうふうに歴史書には書いていなかったでしょうというようなことで、プロデューサーが判断をして物語をつくっている可能性があるということでした。

ですから、例えば、先ほどの卒業証書の問題もそうだと思うんですけれども、現実の現場から今までの卒業証書の日付に関して、不都合があるという声があがってきた。ちょっとした声なんですけれども、それをもとに、日付の変更ということになったわけですけれども、そういう小さな事実というのをきちんと見逃さないということが、どんな仕事をやっていく上でも大事なんじゃないかなというふうに思っております。

マスコミのことを、半分は信用しちゃいけないみたいなことも言っていました。いろいろな情報がある中で、加来先生もおっしゃったように、現実はどうだったのか。現実、事実の積み重ねによって、我々はその判断をしなければいけないし、そのことによって、また未来が見えてくるというようなお話が非常に印象に残っております。

【委員長】

ありがとうございました。では、ほかにございますか。

【文化課長】

来週、5月30日に定例記者会見で、市長から正式発表する予定ですので、本日資料はございませんが、船橋大神宮、正式には意富比神社といいますけれども、この神社、ご鎮座1900年と言われる、市内で最も古く歴史のある神社です。このたび、このご鎮座1900年を記念して、社宝、神社の持つ貴重な資料ですとか、宝物類を市民の皆様に公開する機会を設けたいと大神宮からお申し出がございまして、本市の所有する資料等と合わせて、大神宮展の実行委員会を組織しておりますので、実行委員会と船橋市、船橋市教育委員会の3者の共同事業として展示会と講演会を開催することになりました。

まず展示会なんですけれども、9月4日から9日までの6日間、市民ギャラリーにおいて開催いたします。これは、「ふなばしの大神宮～船橋大神宮と社宝と文化財展～」として神社が所有する社宝などを一般公開いたします。ここで展示する主なものは、徳川家康の肖像画が描かれた二幅の掛

け軸で、1つは厄年のもの、もう一つは古希のものと言われております。そのほかには、徳川家康の寄進状や、徳川家代々の将軍からの朱印状等です。これとあわせまして、西図書館所蔵の広重の錦絵、諸国名所百景の下総舟橋大神宮や、視聴覚センターで持っております昭和初期の船橋大神宮の風景写真等、またここは灯明台が県の指定有形民俗文化財になっておりますので、この灯明台の紹介ですとか、市指定の無形文化財の神楽、これもあわせて紹介してまいりたいと思います。

これにあわせて、もう一つ講演会も開催いたします。展示会の最終日、9日に中央公民館で、國學院大学大学院の三橋健客員教授をお招きしまして、船橋大神宮の歴史をひもといていただくような講演会を予定しております。

募集時期等は未定ですので、決まり次第、チラシを作成しまして、改めてお知らせしたいと思います。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。ぜひ子どもたちにも、やっぱり自分の郷土の誇れる文化というところで、見てもらえるといいなと思います。4日から9日は期間が短いすよね。これは土日も入っていますか。

【文化課長】

4日が火曜日で、8、9が土日になります。

【委員長】

ありがとうございます。しっかり広めて、多くの方に見ていただけるといいですね。

【文化課長】

はい、これから大神宮側と一緒に広報してまいります。

【委員長】

お願いします。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは先ほど非公開と決しました議案に移りたいと思います。議案第33号から議案第35号までの審議に入りますので、傍聴人の方、ご退席をお願いいたします。

(傍聴人 退場)

【委員長】

それでは議案第33号に移りたいと思います。総合教育センター、説明をお願いします。

議案第33号「船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」は、総合教育センターから説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第34号について、青少年センター、お願いいたします。

議案第34号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」は、青少年センターから説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第34号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第35号の審議に入ります。関係職員以外の方はご退席お願いいたします。

(関係職員以外 退席)

【委員長】

それでは、議案第35号の審議に移りたいと思います。指導課、説明お願いいたします。

議案第35号「平成24年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は、指導課から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

これで、本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。
ほかには何かございますか。よろしいですか。
では、これで教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。